

EU 競争法の改正 —執行手続の強化と分権化—

高 澤 美 有 紀

はじめに

2004年5月1日、EU（欧州連合）は新規加盟国10カ国を迎え、25カ国へと拡大した。また同日、大幅に改正された EU 競争法が施行された。今回の改正点で、特に注目されたのは、執行の強化と分権化の推進である。以下では、今回の改正に焦点を当てて紹介する。

I EU 競争法の概要と2004年の改正

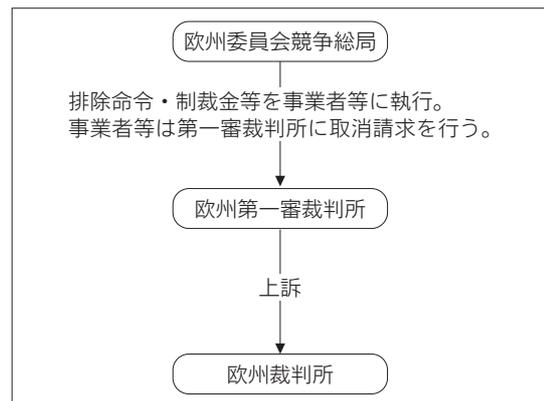
EU 競争法は、市場の統合と消費者の保護を主要な目的とし、競争法違反規制と企業集中規制の2分野から成っている。競争法違反は、EC 条約（ローマ条約、1958年発効）第81条及び第82条により規制されている。第81条は、競争制限的協定や協調的行為を規制し、第82条は、市場支配的地位の濫用行為を規制している。他方、企業集中は、閣僚理事会規則第139/2004号（2004年5月以前は、理事会規則第4064/1989号）により規制されている。EU 競争法の実施機関は、欧州委員会（European Commission）であり、競争総局（Competition Directorate General、欧州委員会内にある専門分野ごとに組織された23の総局の一つ）が実務を担当する（図参照）。

2004年5月1日に施行された改正法は、競争法の執行手続を定めた規則第1/2003号、企業集中規制を定めた規則第139/2004号、欧州委員会の技術移転契約に関する一括免除規則第772/2004号、過料額の設定に関するガイドライン

（1998年採択）、欧州委員会規則第1983/83号及び第2790/1999号から成っている⁽¹⁾。このうち、EU 競争法の執行手続を定めた規則第1/2003号は、1962年に制定された理事会規則第17/1962号を、40年ぶりに改正したものである。競争法の執行は強力な政策手段であるとの認識の下に、EU 競争総局が、特に EU の利益に関わる重大な競争法違反事件に集中して対処することを、この改正は目指している。

以下では、① EU 競争法の旧執行手続を定めた規則第17/1962号（以下、旧規則とする。）の問題点、② 新執行手続を定めた規則第1/2003号の内容（以下、新規則とする。）、③ 新規則の問題点と対応、④ 改正後の運用状況、⑤ 今後の見通しの順に取り上げる。

（図）競争法執行機関の関係



公正取引委員会HP「EU 競争法」
<<http://www.jftc.go.jp/worldcom/html/country/eu.html>> (last access 2005.4.1) に基づき、作成。

(1) JETRO「EU 拡大後の EU 競争法と合併規則」『ユーロトレンド』2004.11.

<<http://www.jetro.go.jp/netherlands/Japanese/pdf/0411R3.pdf>> (last access 2005.4.1)

II EU 競争法の旧執行手続

旧規則のもとでは、事業者は、EC 条約に違反する可能性のある行為について、その都度、欧州委員会に届け出なければならなかった。EC 条約第81条第1項⁽²⁾に該当し競争法違反となる行為であっても、商品の生産・販売の改善や技術的・経済的進歩を促進する場合には、第81条第3項で規定する例外に該当し、違法とはならない。ただ、旧規則では、第81条第3項に該当する場合には、第81条第1項の適用免除を申請しなければならなかった（旧規則第17/1962号第1条）。また、事業者は、あらかじめ事業者間で行われた価格や販売方法に関する協定について、欧州委員会に届け出て、それを受けた欧州委員会は、当該協定等が EC 条約に違反しないことを、認定することとなっていた（旧規則第17/1962号第2条）。

このような煩雑な手続は、第81条や第82条の運用がまだ明確でなかった時代に、競争総局が多くの情報を把握し、かつ競争ルールの適用に統一性を確保した上で、事業者に法的安定性を与えるという点では、意味があった⁽³⁾。

しかし、これらの規定が原因となって、届出は年々増大した。しかも EC 条約違反の可能性が低い届出も多く含まれていた。その結果、欧州委員会は、これらの事務手続きに忙殺され、重大な競争法違反行為に対して競争法を十分に

執行することができなかった。

旧規則改正のためのホワイト・ペーパーによると、1988年から1998年までの10年間に登録された新規事件のうち、欧州委員会が手続を主導した事件は13%に過ぎず、58%は届出によるもの、29%は審査請求によるものであった⁽⁴⁾。届出のうち違反と判断された事件は、35年間で9件にすぎなかった⁽⁵⁾。競争総局の人員は、加盟国の競争当局の人員に比べ著しく少なかった。「各国裁判所や競争当局による競争法の事業者への適用」と題するレポートによると、フルタイムの職員数は、1997年時点で、フランス競争当局178人、英国競争当局185人に対し、欧州委員会競争総局は153人にすぎなかった⁽⁶⁾。

届出による事務負担を軽減し、重要な競争法違反事件に集中するために、欧州委員会は、①一括適用免除規則の制定⁽⁷⁾、②コンフォート・レター (comfort letter)⁽⁸⁾による手続迅速化、③「欧州委員会と加盟国裁判所、競争当局との協力に関する告示⁽⁹⁾」等を行ったが、増大する届出に対応するには不十分であった。EU 加盟国の大幅な増加に伴い、旧規定のままでは届出件数が爆発的に増加し、到底処理できなくなることが予想された。一方、欧州委員会決定、欧州裁判所判決、一括適用免除規制等により、競争法の運用方法は既に確立されているので、事業者は、これらのルールに従い行為の合法性を判断することが可能である。よって、加盟国の競争当局及び裁判所、欧州委員会は事

(2) 第81条第1項は、加盟国間の取引に影響を与えるおそれがあり、かつ共同体市場内の競争の機能を妨害、制限、歪曲する目的があるか、結果を生じるような事業者間の協定、決定や協調行為は違法となる旨規定している。

(3) 村上政博「EC 競争法の執行手続の大改革」『ジュリスト』1191号, 2000.12.15, pp.54-58.

(4) European Commission, *White Paper on Modernisation of the Rules Implementing Articles 85 and 86 of the EC Treaty*, April 28, 1999, p.8.

(5) *ibid.*, p.29.

(6) Dr John Temple Lang, *General Report on the Application of Community Competition Law on Enterprises by National Courts and National Authorities*, 1998, p.8.

(7) 定められた種類の協調行為に該当すれば、届出なく適用除外が認められるとする規則。

(8) 企業が欧州委員会に行為を届け出て、違反ではない旨の非公式の通知を得る手続。

(9) Commission Notice 97/C 313/03; OJ C 313 of 15.10.1997.

後的に監視すれば足りる⁽¹⁰⁾。

そこで、競争法の執行手続を大幅に改正し、事後的コントロールへと転換した。欧州委員会の負担を軽減することで、重大な競争法違反行為に対する競争法の執行を強化するとともに、加盟国競争当局や裁判所による競争法の適用を認めることで、分権化をも図ったのである。

III EU 競争法の新執行手続

以下では、改正の内容を、執行の強化と分権化の視点から紹介する。

1 執行強化を目的とした改正点

(1) 競争制限的な契約の事前届出制度の廃止 (新規則第1条)

EC 条約第81条第1項に該当する協定等であっても、事業者は、自己の責任において協定等が同条第3項の要件（商品の生産・販売の改善や技術的・経済的進歩を促進すること等）を満たすかどうか判断する。その上で、加盟国の競争当局や裁判所は、事後的に EC 条約第81条第3項を直接適用する。これは、米国のシャーマン法⁽¹¹⁾の手法に類似している。

(2) 欧州委員会の調査権限の拡大（新規則第21条）

従来、欧州委員会から非公式の情報請求の通知があっても、事業者には法律上の回答義務はなかった。欧州委員会は、回答がなかった場合にのみ、強制力のある通知を送付することができた。改正後は、欧州委員会は、最初から強制力のある通知を送付することができるようにな

た。また、違反行為を行った事業者の代表者や従業員の自宅、車両への立ち入り検査も可能となった（新規則第21条第1項）。ただし、当該加盟国裁判所の事前許可が必要である（新規則第21条第3項）。証拠書類の搜索・押収や関連する質問にとどまらず、尋問や供述記録の作成もできるようになった。しかし、供述書の強制はできない。事前許可の要請や供述書の強制ができない点を挙げて、米国やカナダに比べ、EU 競争法の執行力はまだ弱いとの指摘もある⁽¹²⁾。

(3) 手続法違反の過料の高額化（新規則第23条）

調査の過程で、事業者が欧州委員会に対して不正確な又は虚偽の情報を提供した場合には、欧州委員会は事業者に対して、前事業年度の総売上げの1%を越えない制裁金を課することができる（第23条）。これは、旧規則下の「100ユーロから5000ユーロの制裁金」（旧規則第15条第1項）の大幅な引上げである。

2 分権化を目的とした改正点

(1) 加盟国の競争当局や裁判所による EU 競争法の適用（新規則第4条、第5条、第6条）

新規則第1条は、欧州委員会だけでなく、各加盟国の競争当局や裁判所にも EC 条約第81条及び第82条の直接適用を認めている。これにより、欧州委員会の負担は軽減される。しかも、加盟国の競争当局の方が違反事件の情報に通じているので、証拠を収集しやすい。また、違反事件の審査を請求したい私人も、自国での手続が可能となるので、私人による訴訟（以下、私訴とする。）が増加し、競争法の執行強化につながるとみられる。加盟国の裁判所も、違反行

(10) 平川幸彦「EC 理事会規則第1/2003号に関するフランツ・ユルゲン・ゼッカー教授の講演」『明治学院大学法律学科研究所報』20号, 2004, pp.131-140.

(11) シャーマン法は、取引を制限するカルテルや独占行為を禁止する米国競争法のひとつである。

(12) James S. Venit, "Brave New World: The Modernization and Decentralization of Enforcement under Articles 81 and 82 of the EC Treaty," *Common Market Law Review*, Vol.40 No.3 (June 2003), pp.562-564.

為の仮差し止めや違反行為による損害の賠償について、迅速な措置をとることができる。このような EU レベルと各国レベルでの競争法の執行は、米国における連邦レベルと各州レベルの反トラスト法の執行に類似している。

(2) 告示

混乱なく分権化を進めるために、欧州委員会は、次のようないくつかの告示を行っている。

「競争当局間のネットワークにおける協力に関する告示⁽¹³⁾」により、欧州委員会は、欧州競争ネットワーク (European Competition Network) を創設し、競争政策の適用や執行を話し合う場とした。この告示には、業務の分担方法、一貫性のある競争法の適用を行うための方法、諮問委員会の役割と機能等が示されている。

「欧州委員会と各国裁判所との協力に関する告示⁽¹⁴⁾」では、各国裁判所が競争法を適用する際の相互協力義務を示している。例えば、各国裁判所が求めた場合、欧州委員会は、情報や意見を提供する義務を負う一方、各国裁判所は、判決を書面で欧州委員会に提出する義務を負う。

「申立ての処理に関する告示⁽¹⁵⁾」では、申立て先での決定や、申立てを受けた機関の対処方法、執行機関の間での業務の分担、申立て手続の内容等を示している。

「新たな問題に関連する非公式な指導に関する

告示⁽¹⁶⁾」では、欧州委員会が、新たな問題や未解決問題について、法的不安定性を回避する目的で、非公式な指導を行うため、指導文書を発行すべきか否か、どのように指導を求めるか、等を示している。この非公式な指導文書は、欧州委員会の決定ではないため、拘束力はないが、加盟国の競争当局や裁判所は、判断の参考にすることができる。

IV 新執行手続の問題点と対応

執行手続の改正に際しては、以下に掲げるような多くの問題点が指摘された⁽¹⁷⁾。新規則施行後、半年以上を経過した時点でも、なおこれらの問題点に対する懸念があった⁽¹⁸⁾。

- ① 各国競争当局及び裁判所が、個別に EC 条約第81条及び第82条を適用すると、法的安定性を確保できない。
- ② 経験が不足している加盟国の競争当局や裁判所が、競争法を適用することには不安がある。
- ③ 異なる国や機関による重複調査の危険性がある。
- ④ 加盟国間で競争法の執行手続規則が統一されていないため、フォーラム・ショッピング (自分に有利な裁判地で提訴するための法廷地漁り) を促進してしまう。

(13) Commission Notice on Cooperation within the Network of Competition Authorities [2004] OJ C 101/03.

(14) Commission Notice on the co-operation between the Commission and the courts of the EU Member States in the application of Articles 81 and 82 EC [2004] OJ C 101/04.

(15) Commission Notice on the handling of complaints by the Commission under Articles 81 and 82 of the EC Treaty [2004] OJ C 101/05.

(16) Commission Notice on informal guidance relating to novel questions concerning Articles 81 and 82 of the EC Treaty that arise in individual cases (guidance letters) [2004] OJ C101/06.

(17) J. F. ベリス、松下満雄 訳「EU 競争法の近代化-事業者にとっての意味合い」『国際商事法務』31巻9号、2003.9, pp.1217-1224.

(18) Daniel Dombey, "EU Antitrust Reforms Will See Rulings Decentralised." *Financial Times*, April 21, 2004, p.7, May 5, 2004, p.19; Howard Fogt Jr., "2004: European Community Marks watershed Developments in Governance, Competition and Trade." *Mondaq Business Briefing*, November 16, 2004.

- ⑤ 競争法違反の可能性がある事業者に関する情報が、加盟国競争当局間で広く共有されることに伴い、事業者に対する保護のレベルが、旧規則下より低下する。
- ⑥ EC条約の解釈や適用に関する加盟国裁判所から欧州裁判所への事前照会が増加し、現在の未決事件の処理が遅れる。

このような批判に対しては、新規則施行後に、問題の解決に努める方が賢明であるとの指摘もあった⁽¹⁹⁾。実際、これらの問題の多くに対しては、前述の告示をはじめとして、既に対応策が盛り込まれている。また、米国の反トラスト法の運用を参考に、EUにおける解決の道を探ろうとする議論も多く見られる。

以下では、指摘された問題点(①～⑥)に対して採られた対応と議論を紹介する。

1 法的安定性の確保

指摘された問題点のうち、最も懸念が大きかったのは、法的安定性の確保の問題であった。法的安定性は、それほど害されないとの見方もある。事業者は、競争法違反の疑いのある協調行為のみを、制裁金免除のために欧州委員会に通知すれば足りるし、また欧州委員会と非公式な協議もできるというのがその理由である⁽²⁰⁾。しかし、近時、競争法の大幅な改正も含め、重要な政策変更がなされているため、欧州委員会のガイドラインや欧州裁判所の判例が、必ずしも参考とならない場面が生じている。

新規則には、競争法の統一的適用を目的とする条項が設けられている。欧州委員会が既に関与している問題には、加盟国裁判所は関与でき

ない(新規則第16条第1項)。また、欧州委員会が既に判断を下している場合には、加盟国裁判所は、欧州委員会の決定と矛盾する判断を下してはならない(新規則第16条第2項)。さらに、加盟国が自国の競争法を適用する場合には、EC条約も合わせて適用しなくてはならない。欧州委員会は、法廷助言者として、事案に関与することができる(新規則第15条第3項)。

法的一貫性を確保するために、欧州競争ネットワークが創設された。欧州委員会と加盟国競争当局は、緊密な協力の下に、EC条約第81条及び第82条を適用する義務を負っている(新規則第11条第1項、第12条第1項)。欧州競争ネットワークは、次のような活動を通じて、統一的な競争法の運用に資するとされている⁽²¹⁾。

- ① 事案の適正な配分を行う。「競争当局間のネットワークにおける協力に関する告示」では、最も適切な競争当局に事案を配分する旨規定している。ただし、競争当局の手續にかかる時間、手續保障、第81条及び第82条の解釈等、どの競争当局への配分が適切か、議論が分かれている⁽²²⁾。
- ② 欧州委員会と加盟国競争当局は、EC条約第81条及び第82条を適用するために、いかなる情報も交換し、証拠として用いることができる(新規則第12条第1項)。
- ③ 加盟国競争当局は、他の加盟国の競争当局のために、自国内で証拠を収集する等、審査協力を行う。ただし、加盟国競争当局は、事件を調査するか否かについて自由に判断できる。

米国では、連邦法と州法の両方が、それぞれ無関係に運用されているが、この法的一貫性を欠く状況は、それほど問題視されていない⁽²³⁾。

(19) Katarina Pijetlovic, "Reform of EC Antitrust Enforcement: Criticism of the New System is Highly Exaggerated," *European Competition Law Review*, Vol.25 No.6 (2004), p.365.

(20) Venit, *op.cit.*, n 12, p.555.

(21) 垣内晋治・佐久間由紀子「EU競争法の近代化」『公正取引』647号, 2004.9, pp.25-30.

(22) Benjamin Lask, "Modernisation of EC Competition Law: Uncertainties and Opportunities," *Competition Law Journal*, Vol.2 No.4 (2004), p.298.

(23) Pijetlovic, *op.cit.*, n 19, p.367.

そのため、EUでの議論は法的安定性を重視しすぎているのではないか、との指摘もしばしば見受けられる⁽²⁴⁾。

しかし、米国の反トラスト法には、EU競争法とは異なる部分があくつかあり、反トラスト法の運用が法的一貫性を欠くからといって、EU競争法の運用も一貫性を欠いてもよいということにはならない。米国の反トラスト法には、次のような特色がある。① 私訴が活発であり、当局が取り締まらなければ、私訴となる危険がある。② 連邦法は州法に優先するわけではなく、州法は連邦法と無関係に適用できる。連邦当局は、州に係属している事件について権限を有しない⁽²⁵⁾。③ 法の射程範囲を設定できるのは、連邦取引委員会でも司法省でもなく、裁判所だけである⁽²⁶⁾。また、米国では、反トラスト法違反の影響を経済学的に分析する方法が定着しているため、法解釈によるずれが生じにくく、法的安定性は害されないともいわれる⁽²⁷⁾。

EUで法的一貫性を確保するには、米国のような商業データベースを活用し、誰でもすぐに判例等にアクセスできるようにするのも、一つの方法である⁽²⁸⁾。米国では、商業データベースによる判例等の即時提供が、複雑で多様化した連邦法制度の法的安定性や透明性を確保するのに役立っている。ただ、EUでは多言語の問題を抱えているため、米国のような商業データベースがどこまで可能なのか未知数である⁽²⁹⁾。

2 各国競争当局や裁判所による適正な競争法適用の確保

各国競争当局や裁判所による競争法適用の問題についても、多数の論者が強い懸念を表明した。各国の競争当局は、国内法の下で設立されたものであり、その性格は国によって異なる。また、国によっては、競争法の運用経験が少ない。そこで、競争法違反についての法的概念の解釈結果と法違反の経済的影響とが、かけ離れることのないよう、分析の枠組みが必要である、との指摘がある⁽³⁰⁾。

欧州競争ネットワークは、欧州委員会と加盟国競争当局との情報交換や、加盟国競争当局間での情報交換を主な目的としており、加盟国裁判所での統一的な適用を確保するものではない。そこで、全加盟国の裁判官に対して、競争法執行手続の研修が行われている。また、加盟国裁判所は、必要な情報や疑問に対する回答を、欧州委員会に請求することができる（新規則第15条第3項）。ただし欧州委員会は、必要な場合に限り、加盟国裁判所の請求に応じることができるとして、独立性を保持している。加盟国裁判所が、直接、外国の競争当局に意見を求めることができるようにするべきだとの意見もある⁽³¹⁾。

米国の例にならって、事件が一般の関心の高い問題を含む場合には、欧州委員会が加盟国の裁判所手続に介入し、意見を提出できるようにすることも有用と考えられている⁽³²⁾。しかし、

⁽²⁴⁾ *ibid.*, p.369.

⁽²⁵⁾ Venit, *op.cit.*, n 19, pp.573-574.; Gregory v. S. McCurdy, "The Impact of Modernisation of the EU Competition Law System on the Courts and Private Enforcement of the Competition Laws: A Comparative Perspective," *European Competition Law Review*, Vol.25 No.8 (2004), p.512.

⁽²⁶⁾ Koen Lenearts and Damien Gerard, "Decentralisation of EC Competition Law Enforcement: Judges in the Frontline", *World Competition*, Vol.27 No.3 (2004), p.344.

⁽²⁷⁾ Venit, *op.cit.*, n 12, p.574.

⁽²⁸⁾ McCurdy, *op.cit.*, n 25, p.513.

⁽²⁹⁾ *ibid.*, p.513.

⁽³⁰⁾ Lenearts and Gerard, *op.cit.*, n 26, p.328.

⁽³¹⁾ *ibid.*, p.332.

次のような問題を含んでいるため、単純に米国の方法を採用することは困難であるとの指摘もある⁽³³⁾。① 加盟国裁判所の判断を欧州委員会に通知する必要があるため、被告の情報が保護されない。② 多言語による翻訳の負担がある。③ 複数の加盟国や欧州委員会が同時に捜査を開始した場合に、事業者は異なる複数の手続に従わねばならなくなる⁽³⁴⁾。

3 重複調査の回避

加盟国競争当局と欧州委員会が同時に手続を開始すると、両者の判断に齟齬が生じるおそれがある。「競争当局間のネットワークにおける協力に関する告示」には法的な拘束力がない等の理由から、重複が発生する可能性が高いと指摘されている⁽³⁵⁾。新規則では、欧州委員会が手続を開始した場合には、加盟国競争当局は、EC条約第81条及び82条を適用する権限を失う（新規則第11条第6項）。また、加盟国競争当局は、EC条約第81条及び82条に基づき活動を行う場合には、他の加盟国が、情報を入手できるようにし、同条に基づく決定の前に欧州委員会と協議しなくてはならない（新規則第11条第4項）。

米国では、連邦裁判所、連邦機関（司法省及び連邦取引委員会）と、各州の競争当局が、それぞれ個別に連邦法と州法を適用している⁽³⁶⁾。そのため、手続の重複を避けるための手段が設けられている。手続の重複が生じた場合には、

連邦裁判所は、不審理の原則により、州レベルの判断を待つ。さらに、連邦裁判制度では、裁判所は事件を最適な裁判所に移送することができる⁽³⁷⁾。また、広域係属訴訟手続により、様々な管轄の事件を統合する方法もある⁽³⁸⁾。その他、連邦取引委員会委員等から成るワーキング・グループのような非公式な情報交換システムもある。しかし、これらの制度にも係らず、米国では、依然として、裁判管轄や手続の重複による無駄があるとの指摘がある⁽³⁹⁾。

4 フォーラム・ショッピングの規制

各国裁判所は、競争当局のようなネットワークを有していないため、フォーラム・ショッピングが頻発すると、一貫性のある競争法の適用が困難になる。各国裁判所がそれぞれ異なった時期に、同一の事件に対して断片的に競争法の適用を行う危険性があるからである⁽⁴⁰⁾。

フォーラム・ショッピングのおそれが最も大きいのは、事案を分配する手続が整備されていない私訴においてである。しかし、私訴が行われるようになるまでには、まだ時間がかかると予想されており、それまでに、法が整備されるのではないかとみられている⁽⁴¹⁾。

欧州委員会は、フォーラム・ショッピングを回避するために国内手続とEUレベルの手続の調和を図っていかなくてはならない、と指摘されている⁽⁴²⁾。フォーラム・ショッピングは不可避であるとも考えられるが、有害な影響を最

⁽³²⁾ *ibid.*, p.332.

⁽³³⁾ *ibid.*, p.333.

⁽³⁴⁾ Pieter Kalbfließ, "The NMa and Modernisation." Conference Paper of *Antitrust Reform in Europe: A Year in Practice* (March 2005).

⁽³⁵⁾ McCurdy, *op.cit.*, n 25, p.514.

⁽³⁶⁾ *ibid.*, p.510.

⁽³⁷⁾ *ibid.*, p.513.

⁽³⁸⁾ *ibid.*, p.513.

⁽³⁹⁾ Pijetlovic, *op.cit.*, n 19, p.368.

⁽⁴⁰⁾ Lask, *op.cit.*, n 22, p.303.

⁽⁴¹⁾ *ibid.*, p.304.

小限にとどめる努力は必要であろう。

5 事業者の秘密の保護

事業者の秘密をどのように保護するかについては、「競争当局間のネットワークにおける協力に関する告示」の中で規定されている。欧州委員会が加盟国裁判所に情報を伝える際には、秘密保持義務が課せられている⁽⁴³⁾。

6 未処理事件の増加への対応

新規則の施行により、各国裁判所が欧州裁判所に事前判断を求めることも多くなり、欧州裁判所の業務が増加する。新規則下では、新加盟国からの新たな判事が加わり、増加した業務に対処する⁽⁴⁴⁾。

V 改正後の運用状況

各国裁判所が EC 条約に関連して行った判決は、徐々に増加している。2005年3月現在、ドイツで8件、スペインで5件、オランダ、ベルギーで各4件、フランスで3件、英国で2件、デンマーク、アイルランド、スウェーデンで各1件の判決が公表されている⁽⁴⁵⁾。チェコ共和

国やリトアニア等の新規加盟国でも、公表された判決はまだないものの、競争当局の取り締まりは行われている⁽⁴⁶⁾。各国競争当局の専門知識の向上に伴い、裁判官の知識や経験も増加し、各加盟国での競争法違反の訴訟が増加するものと予想されている⁽⁴⁷⁾。

新規則施行後の最初の競争法の適用は、英国のクレハン事件であった⁽⁴⁸⁾。これは、パブ経営者が、パブで販売するビールの仕入れ価格を拘束されたとして訴えたものである。欧州委員会は、既に3件の類似する事件について第81条第1項違反であるとの判断を下していた。これは、英国内の判例と抵触する可能性はあるが、クレハン事件の英国控訴審は、欧州委員会の決定に準じた判断を下した。新規則の施行が影響した判断であり、他の価格拘束を受けているパブ経営者にも、損害賠償請求への道を開いたと考えられている。また、英国内でほとんど例のない私訴であった点も、今後の私訴の増加に道を開くものと評価されている⁽⁴⁹⁾。ただ、当該事案とは無関係な事案に対する欧州委員会の既存の決定が、どの程度の射程範囲を有するのか、という論点も指摘されている⁽⁵⁰⁾。

2005年1月には、初めて、新手続きの一つであ

⁽⁴²⁾ Lenearts and Gerard, *op.cit.*, n 26, p.336.

⁽⁴³⁾ Commission Notice on the co-operation between the Commission and the courts of the EU Member States in the application of Articles 81 and 82 EC [2004] OJ C 101/04, para.23.

⁽⁴⁴⁾ Lenearts and Gerard, *op.cit.*, n 26, p.341-343.

⁽⁴⁵⁾ 欧州委員会競争総局ホームページ (last access 2005.3.17)

<http://europa.eu.int/comm/competition/antitrust/national_courts/index_en.html>

⁽⁴⁶⁾ "Summary of Selected Decisions of national Authorities and Courts in the Check Republic, Hungary, Latvia, Lithuania, Poland, Slovak Republic and Slovenia, Conference Paper of *Antitrust Reform in Europe: A Year in Practice* (March 2005).

⁽⁴⁷⁾ 欧州委員会競争総局ホームページ (last access 2005.3.17)

<http://europa.eu.int/comm/competition/antitrust/national_courts/index_en.html>

⁽⁴⁸⁾ *Crehan v. Innpreneur*. (last access 2005.3.17).

<http://europa.eu.int/comm/competition/antitrust/national_courts/court_2004_009_en.html>

⁽⁴⁹⁾ Marjorie Holmes and Paula Lennon, "Publican in England Uses EC Competition Law to Recover in English Court," *Defense Counsel Journal*, (October 2004), pp.375-378.

⁽⁵⁰⁾ Nicholas Green QC Brick Court Chambers, "Application of EC Competition Rules by National Courts." Conference Paper of *Antitrust Reform in Europe: A Year in Practice* (March 2005).

る約定決定 (commitment decision)⁽⁵¹⁾ が、ドイツ・サッカー・リーグの放映権販売事件に用いられた。この手続では、欧州委員会が競争法違反を宣告する前に、事業者側から違反しない内容の条件を申し出ることができる。ドイツ・サッカー・リーグは、それまで、排他的な放映権の販売を行っており、EC 条約第81条に違反する可能性があった。ドイツ・サッカー・リーグの申し出に基づく欧州委員会の決定により、放映権の販売方法の透明性が高まり、テレビやインターネット、その他のメディアもサッカーを放映しやすくなった⁽⁵²⁾。各国競争当局もこの方式を採用して、競争法の運用方法を統一するべきであるという意見もある⁽⁵³⁾。

VI 今後の見通し

2005年3月、ブリュッセルで、競争法改正後1年間の経験が「欧州における反トラスト」と題して議論された。この会議では、新制度への移行が円滑に行われ、競争当局や裁判所のネットワークによる業務の分担が効果的に行われているとの評価⁽⁵⁴⁾ や、今後は、情報の交換や蓄積が進み、より効果的に競争法が執行され、ま

た各加盟国の競争法も徐々に EU 競争法に近づいていくであろう、との認識⁽⁵⁵⁾ が示された。競争総局長のフィリップ・ロウ氏は、競争法の執行強化のためには、私訴を容易にすることが重要であると述べた⁽⁵⁶⁾。

加盟国裁判所が EC 条約第81条及び82条を直接適用できるようになったことで、私訴の増加が予想されている。前競争総局長のマリオ・モンティ氏は、2004年9月のスピーチの中で、私訴は、① 競争法違反の抑止力となる、② 市場参加者間での競争の土壌育成や競争法の認識を高めるのに役立つ、③ 競争当局や裁判所だけでは追求しきれなかった競争法違反や、不十分な証拠しかない違反に対する措置を可能にする、等の理由を挙げて、私訴が競争法の執行強化の重要な手段であると訴えた⁽⁵⁷⁾。

しかし、新規則には、損害を受けた第三者による私訴を促進するような規定は含まれていない。競争法のシステム自体に、米国のような私訴を促進する要素 (懲罰的損害賠償制度⁽⁵⁸⁾、敗訴者費用負担制度、クラス・アクション制度⁽⁵⁹⁾、事前の書類等の証拠開示制度、陪審員制度等)⁽⁶⁰⁾ はない。米国では、反トラスト法違反の取り締まりを、私訴に依存していることもあり、紛争が

(51) 競争法に違反している事業者が、欧州委員会の意図に合致する条件で約束する旨申し出た場合、欧州委員会が、決定により、その約束で当事者を拘束する手続 (新規則第9条)。

(52) IP/05/62, January 19, 2005, MEMO/05/16, January 19, 2005.

(53) Cani Fernandez Vicien, "Commitment Decisions Under EC Regulation 1/2003." Conference Paper of *Antitrust Reform in Europe: A Year in Practice* (March 2005).

(54) Kris Dekeyser and Dorothe Dalheimer, "Cooperation within the European Competition Network-taking stock after 10 months of case practice." Conference Paper of *Antitrust Reform in Europe: A Year in Practice* (March 2005); Emil Paulis and Eddy De Smijter, "Enhanced enforcement of the EC competition rules since 1 May 2004 by the Commission and the NCAs." Conference Paper of *Antitrust Reform in Europe: A Year in Practice* (March 2005).

(55) Speech by Neelie Kroes, SPEECH/05/157, March 10, 2005.

(56) Speech by Philip Lowe, March 11, 2005.

(57) Speech by Mario Monti, SPEECH/04/403, September 17, 2004.

(58) 不法行為を行った者に、損害の賠償にとどまらず、懲罰的な意味合いをこめて多額の賠償責任を負わせる制度。

(59) 代表者が訴訟を提起すれば、個々の利益帰属主体が個別に訴訟手続を行わなくても、代表者の訴訟の効果が及ぶ制度。

(60) Venit, *op.cit.*, n 12, pp.571-572.

連邦裁判所に集中している⁽⁶¹⁾。EUにおける私訴導入の動きに対して、米国の私訴制度の問題点を認識すべきであるとの指摘もある。例えば、米国の制度では、膨大な証拠開示手続や訴訟費用を課しているため、反トラスト訴訟の原告側弁護士は多額の報酬を得ることができるようになってきている。このような米国の制度は、EUとは異なるものである⁽⁶²⁾。

ただ、現在EUでは、まだ判例の蓄積がないため、私訴を活性化させるための方策を検討している。欧州委員会は、2005年中に、私訴を促進するためのグリーン・ペーパー⁽⁶³⁾を公表する予定である。欧州委員会のグリーン・ペーパーとは別に、既に法律事務所が、私訴の促進策に関する報告書を発表している⁽⁶⁴⁾。この報告書は、国別に制度を比較分析し、私訴を促進するための方策を提言している。この報告によると、EUでは、高度な証明責任が課されているが、命令がなければ証拠は提出されないことや、証人に対して直接質問できないこと、損害の証明が複雑で困難であること、さらには訴訟の費用とリスクが高いこと等が、私訴の障害となっているという。そこで、報告書は、私訴を促進す

るために、損害の証明を容易にする方策や、費用やリスクを減少させる方法等を提言している。

今後さらに議論が進むと予想されるのは、経済分析を活用した競争法の執行である。これは、競争法違反の影響を経済学的に分析することにより、競争法適用の法的な裏付けにしようというものである⁽⁶⁵⁾。2005年3月、競争総局長のフィリップ・ロウ氏は、経済分析は競争法執行の際に常に用いられなければならないし、またよりの確に経済分析を用いる必要があると述べている⁽⁶⁶⁾。

おわりに

改正されたEU競争法の執行手続が、EU経済にどのような影響を及ぼすのか、まだ明らかではないが、EUの発展に資するものと期待されている。競争政策担当委員のネリー・クルース氏は、競争法の役割に大きな期待をこめて、「競争力と成長のためには、競争が重要である。基本的な社会目標や環境目標について真剣に考えるのならば、競争を真剣に考えるほかない」⁽⁶⁷⁾と述べている。

(たかざわ みゆき 経済産業課)

(61) Lenearts and Gerard, *op.cit.*, n 26, p.345.

(62) McCurdy, *op.cit.*, n 25, p.515.

(63) 規定が定められていない特定の分野について、欧州委員会が作成する提案文書。関係団体等から、提案に対する意見をまとめて参考にした後、EU規則案を作成し、提出する。

(64) Ashurst, *Study on the conditions of claims for damages in case of infringement of EC competition rules*, 2004, <http://europa.eu.int/comm/competition/antitrust/others/private_enforcement/comparative_report_clean_en.pdf> (last access 2005.3.17).

(65) Lenearts and Gerard, *op.cit.*, n 26, p.347; Venit, *op.cit.*, n 12, p.578.

(66) Speech by Philip Lowe, March 11, 2005.

(67) Speech by Neelie Kroes, SPEECH/05/157, March 10, 2005.